

- 再開、文書朗読ののち、
- 日程第1（委員会提出議案）を上程、提案説明ののち、採決する。  
なお、採決は一括して行う。
- 次に、日程第2（新年度関係議案）、日程第3（追加提出議案）及び日程第4（請願）を一括上程、審査結果報告書を朗読ののち、討論を行い、採決する。

採決は区分して行い、

日程第2及び日程第3について

まず、1号、2号、4号、9号、13号、16号、18号、25号、26号、31号、36号、39号から41号まで、43号から47号まで、49号及び51号を一括して採決  
ついで、残りの日程第2及び日程第3について採決する。

次に、日程第4について

まず、14号を採決

次に、15号及び16号を一括して採決

ついで、残りの日程第4について採決する。

- 次に、日程第5（委員会の調査）を上程、閉会中の調査について諮る。
- 次に、日程第6（副知事の選任）を上程、知事説明ののち、即決する。  
なお、採決は各人ごとに行う。  
採決ののち、武井副知事及び小坂橋副知事からあいさつを行う。
- 次に、日程第7から日程第12までの意見書案を一括上程、即決する。

採決は区分して行い、

まず、日程第7（環境農政常任委員提案のP F O S等を含む泡消火薬剤の流出防止に係る抜本的対策を求める意見書案）

日程第8（厚生常任委員提案の「手話言語による国歌」策定を求める意見書案）

日程第9（厚生常任委員提案の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に関する意見書案）

日程第10（産業労働常任委員提案の中小企業における多様な人材の確保に向けた支援を求める意見書案）

以上の4件を一括して採決

次に、日程第11（共産党提案の政治資金規正法違反の真相解明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案）を採決

ついで、日程第12（共産党提案の被災者生活再建支援金の大幅な拡充を求める意見書案）を採決する。

- 以上で、全日程を終了し、閉会する。